

公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者に関する規程

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、パークゴルフの普及・指導にあたる指導者を養成し、かつ資質の向上と組織的指導体制の確立をはかるため、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）における指導者の設置等に関し必要な事項を定める。

(指導者の任務)

第2条 指導者は、地域におけるパークゴルフ愛好者をはじめ、日本協会定款第8条に規定する市区町村パークゴルフ団体（以下「市区町村団体」という。）及び都道府県における連合団体（以下「連合会」という。）、並びにコース会員又は賛助会員（以下「コース会員等」という。）、その他の団体におけるパークゴルフの健全な普及と指導、組織の育成活動に努め、もって生涯スポーツとしてのパークゴルフの振興に寄与しなければならない。

(指導者の種類及び役割)

第3条 指導者は次の2種類とする。

(1) アドバイザー

ア 原則として居住地の市区町村団体に所属しなければならない。コース会員等にあってはこれにかかわらず、パークゴルフに係る業務に従事する者（以下「従業員」という。）でなければならない。

イ 主として当該市区町村団体の地域にあって、日本協会の指導理念に従い、愛好者に対するアドバイスと所属する市区町村団体又はコース会員等や、所属する連合会がある場合は当該連合会（以下同じ。）及び地域の関係事業に協力しなければならない。

ウ 資格認定期間中は、第16条の研修を2年に1回以上受けなければならない。

(2) 指導員

ア 原則として居住地の市区町村団体に所属しなければならない。コース会員等にあってはこれにかかわらず、パークゴルフに係る従業員でなければならない。

イ 主として当該所属市区町村団体又はコース会員等の事業、当該所属連合会の事業、日本協会の事業及び行政等のパークゴルフに関係する行事へ積極的に参加し協力しなければならない。

ウ アドバイザー認定講習会・研修会の講師または補助者を務めるものとし、パークゴルフ組織の育成発展に努めなければならない。ただし、コース会員等にあってはこの限りではない。

エ 資格認定期間中に第16条の研修を2回以上（同一年を除く）受けなければならない。

(資格認定)

第4条 日本協会は、指導者を養成するため認定講習会を設け、資格認定を行うものとする。

(資格認定要件)

第5条 資格認定要件は、次のとおりとし、いずれも所属する市区町村団体又はコース会員等の推薦を受けた者であること。ただし、市区町村団体にあつては、第7条の推薦委員会において決定された者であること。

(1) アドバイザーの資格認定要件

資格認定時における年の4月1日現在で年齢が満18歳以上であること。

(2) 指導員の新規資格認定要件

ア 資格認定時における年の4月1日現在で年齢が満23歳以上であり、かつアドバイザーとしての経験が2年以上あること。

イ 資格認定申請時の直近4年間で第16条の研修を2回以上受講(アドバイザー認定講習会を含む)していること。

(3) 指導員の更新資格認定

第3条第2号エの要件を満たしていること。

(認定要件の特例)

第6条 新規市区町村団体又は新規コース会員等で指導員がいない場合は、前条第2号の規定のうちアドバイザー経験の資格要件にかかわらず、2名以内を推薦することができる。(ただし、特例の期間は、入会日から1年間とする。)

(推薦委員会)

第7条 市区町村団体は、第5条に定める指導者の推薦のための推薦委員会を置かなければならない。

2 市区町村団体は、前項の推薦委員会に関し、その適正な選考を図るため、委員会構成、推薦基準等を定めた要綱等を設けなければならない。

(認定申請)

第8条 指導者の資格認定を受けようとする者は、「認定申請書」(別記様式1)に認定手数料及び登録料を添えて、所属する市区町村団体又はコース会員等に提出しなければならない。

2 前項の資格認定を受けようとする者(コース会員等を除く)のうち、居住地に市区町村団体の無い者は、認定申請書の提出にあたって、「当該居住地に市区町村団体が設立されたときには、その団体に移籍する」旨の誓約書(別記様式2)を所属市区町村団体に提出しなければならない。

3 市区町村団体又はコース会員等は、第5条の推薦決定者について、前々項の認定申請書に、当該推薦書(別記様式3)及び市区町村団体にあつては前項に該当する場合は誓約書を付し、認定手数料、登録料とともに連合会を経由して(所属する連合会がない場合は直接。以下同じ。)日本協会に提出するものとする。

(認定講習会の実施)

第9条 指導者の資格を認定する講習会は次により行う。

(1) アドバイザー認定講習会

日本協会、市区町村団体(複数の市区町村団体を含む)又は連合会が行う。

講師は3名以上とし、原則として開催する地域に関連する連合会の日本協会主任指導員規程（平成23年2月24日制定）に定める主任指導員（以下「主任指導員」という。）の指導のもとこれに当たらなければならない。ただし、日本協会で行う講習会は、この限りではない。

(2) 指導員認定講習会（更新時講習を含む。）

日本協会又は連合会が行う。

講師は補助員を含め3名以上とし、所属連合会の主任指導員が講習会を主管する。ただし、日本協会で行う講習会は、この限りではない。

- 2 前各項の認定講習会の内容は、別表1に定める「指導者認定講習会カリキュラム」によるものとする。
- 3 市区町村団体及び連合会は、指導者の認定講習会の実施にあたって、あらかじめ実施要綱、受講者名簿（別記様式4）を、講習会終了後は認定講習会実施報告書（別記様式5）を、ともに市区町村団体にあつては連合会を経由して日本協会に提出するものとする。

（資格の認定）

第10条 前条の講習を修了した者は、認定申請書及び推薦書、認定講習会実施報告書に基づき日本協会において指導者として認定し、連合会を経由のうえ当該市区町村団体又はコース会員等に認定通知（別記様式6）をする。

- 2 指導者資格認定者には、それぞれ連合会、市区町村団体又はコース会員等を経由して認定証（別記様式7）及びアドバイザー証（別記様式8）、指導員証（別記様式9）を交付する。
- 3 指導者は、指導任務の遂行にあたって、前項のアドバイザー証、指導員証を表示しなければならない。
- 4 指導者は、前々項のアドバイザー証、指導員証を紛失等したときは、指導員証等再交付申請書（別記様式10）を所属する市区町村団体又はコース会員等を経由のうえ提出し、再交付を受けることができる。

（資格の認定期間及び更新）

第11条 指導者の資格認定期間は、次のとおりとする。

(1) アドバイザー

認定証の交付日から10年を経過する年の末日までとし、期間の更新はしない。

(2) 指導員

認定証の交付日から4年とする。

- 2 指導員資格の更新は、更新時認定講習の受講及び第5条第2号の規定の例による市区町村団体又はコース会員等の推薦に基づき、資格の更新認定を行う。ただし、特別な事情により、当該更新認定を受けることが困難と認められるときは、当該認定期間を延長することなく1年に限り資格の更新を延期することができる。この場合においては、延期の理由を付した指導員資格更新延期願書（別記様式11）を市区町村団体又はコース会員等及び連合会を経由して日本協会に提出しなければならない。
- 3 指導員が、主任指導員を任じられた場合、主任指導員任期中における指導員資格の更新は、前項の規定にかかわらず更新手続きを省略して資格を更新する。

- 4 指導員資格の更新認定と手続きについては、第8条及び第10条の規定の例による。ただし、その更新の時期は、指導員資格認定証の交付年から起算して4年を経過する年の最初の日から、当該年の末日までとする。

(認定手数料等)

第12条 第8条、第10条第4項及び第11条第4項の規定に関わる、認定手数料、登録料、指導員証等再交付手数料の額は、別表2に定める。

(経費支弁)

第13条 日本協会は、認定講習会を開催した市区町村団体又は連合会に対し、前条の認定手数料を支払うものとする。

(届出義務)

第14条 指導者は、自己の住所、氏名等に変更が生じた場合は、所属する市区町村団体又はコース会員等、連合会を経由して、移籍届(別記様式12)又は住所・改姓届(別記様式13)を日本協会に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第15条 指導者が次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 本人から辞退届けが提出されたとき
 - (2) 所属の市区町村団体を脱退した、または除名されたとき、もしくは誓約書に基づく移籍を遵守しなかったとき。コース会員等にあつては、パークゴルフの業務に従事しなくなったとき
 - (3) 指導者としてふさわしくない行為があつたとき
 - (4) 次条に定める研修会の研修を特別の理由なくして受けなかったとき
 - (5) 特別の理由なく認定の更新手続きをしなかったとき
 - (6) 理由なく依頼された任務を果たさなかったとき
 - (7) 居所不明等又は死亡したとき
- 2 市区町村団体又はコース会員等は、前項各号の事実が生じたときは、直ちに連合会を経由して認定資格抹消届(別記様式14)を日本協会に提出しなければならない。

(講習・研修)

第16条 市区町村団体及び連合会は、パークゴルフ愛好者の普及育成と指導者の資質を高め、組織的指導力を向上させるため、次の事業を行うものとする。

- (1) 地域におけるパークゴルフ愛好者を対象とした講習会等を必要に応じて開催し、普及育成に努めなければならない。
- (2) 市区町村団体又は連合会は、アドバイザーを対象とした研修会を、2年に1度以上開催しなければならない。

講師は3名以上とし、原則として開催する地域に関連する連合会の主任指導員の指導のもとこれに当たらなければならない。ただし、日本協会で行う研修会は、この限りでは

ない。

- (3) 連合会は、指導員を対象とした研修会を、それぞれの指導員が認定期間中に2回以上参加できるよう開催しなければならない。

講師は補助員を含め3名以上とし、連合会の主任指導員が講習会を主管する。ただし、日本協会で行う研修会は、この限りではない。

- 2 前項第2号第3号の研修会の内容は、別表1に定める「指導者認定講習会カリキュラム」に準ずるものとする。
- 3 市区町村団体及び連合会が前々項第2号第3号の研修会を実施したときは、指導者研修会実施報告書（別記様式15）に開催要項・受講者名簿（別記様式16）を添えて市区町村団体にあつては連合会を經由して日本協会に提出するものとする。
- 4 市区町村団体及び連合会は、指導者研修会を実施したときは、受講者が持参した指導者研修会受講証（別記様式17）に証明印を押印しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定(平成14年4月3日全部改正)した「国際協会指導者に関する規程(以下、「国際協会規程」という。)」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、前項の国際協会規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成24年2月23日、第4回理事会改定)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に従前の規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成24年12月13日、第4回理事会改定)

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に従前の規程の規定に基づいてなされた認定、承認、指示、決定、その他処分又は申請、届出、その他の手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成25年9月25日、第3回理事会改定)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日、第4回理事会改定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日、第3回理事会改定)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則(令和元年10月24日、第1回臨時理事会改定)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 令和2年2月29日以前に資格を更新すべき指導員が資格の更新を延期し、令和2年3月1日以降に資格の更新をする場合の登録料は、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月20日、第2回理事会改定)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和4年7月28日、第2回臨時理事会改定)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

別表 1 (第9条第2項関係)

指導者認定講習会カリキュラム

| 時 間 | アドバイザー・指導員 | 備考 |
|-------|---|----|
| 3時間以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本協会と指導者の役割 ・ パークゴルフの基礎知識 ・ 生涯スポーツとしてのパークゴルフ ・ コース・用具基準ほか全般的研修 ・ パークゴルフのルールとマナー ・ パークゴルフの実技指導(ルール・マナーの指導方法) <p>※対象者に応じて選択できる</p> | |

別表2-1 (第12条関係)

指導者認定手数料・登録料

| 経費の項目 | アドバイザー | 指導員(新規) | 指導員(更新) | |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| | | | 指導員証必要 | 指導員証不要 |
| 手 数 料 | 1,900円 | 2,900円 | 2,900円 | 2,900円 |
| 登 録 料 | 3,900円 | 6,700円 | 3,700円 | 2,400円 |
| 計 | 5,800円 | 9,600円 | 6,600円 | 5,300円 |

(別途消費税)

別表2-2 (第12条関係)

指導員証等再交付手数料

| 指導員証等種別 | 再交付手数料 |
|---------|--------|
| アドバイザー証 | 2,000円 |
| 指導員証 | 2,400円 |

(別途消費税)